# 意見書

2023年7月31日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部料金サービス課 御中

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル 6 階 一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会 会長 久保 真 電話番号 03-5304-7511 メールアドレス info@jaipa.or.jp

「接続料の算定等に関する研究会 第七次報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 該当箇所

第1章 卸協議の適正性の確保に係る制度整備

#### P.19

<固定通信分野の特定卸役務に関して提示される情報>

固定通信分野においては、接続料相当額 そのものではなく、接続料相当額の指数 を開示することについて議論があった。 接続料相当額の水準を示す指数について は、NTT東日本・西日本の説明に十分納 得していない、指数が何の役に立つのか 疑問であるといった否定的な意見も多数 あったものの、

- □ 接続料相当額そのものを提示すると、 卸先事業者の中には、自己設置又は接続 によりFTTHアクセスサービスを提供 する事業者が含まれる中、自己設置又は 接続による事業において当該情報を活用 することが可能。
- □ その場合、競争相手のサービス原価及び利益を見据えたうえでユーザー料金、 戦略の立案・実行が可能となり、NTT東 日本・西日本が一方的に競争上の不利益を被る。
- □ 以上の事情については、(接続による 提供が可能な役務については)卸料金が 接続料と同一の単位で設定されている移 動通信分野と異なる。

といったNTT東日本・西日本の説明に は一定程度の合理性が認められる。

したがって、少なくとも現時点において

### 意見

接続料相当額の開示につきましては、構成員の先生方のご意見や当協会等からも異論ありつつも一定の合理性あり、一旦指数で運用という方針になりましたが、指数では以前不透明であることは否めず、NTT東西殿の経営情報に触れない範囲で、おおよその目安で構いませんので、卸料金に含まれる接続料相当の原価について割合を示していただくよう努力を求めます。それにより、卸先事業者の理解と制度の透明性が高まるものと考えます。

また、「今後、指数の提示によって卸協議の適正性確保等が図られない状況にあると認められる場合には、改めて対応を検討することが適当である。」という部分に強く賛同します。総論として本研究会検討の背景である FTTH の大きな比重を占める光卸の料金高止まりが (P8) が是正されていく事が事業者の健全な事業運営、市場発展においても極めて重要であり、その履行を要請します。

は、競争状況への影響等を勘案すれば、法 令上、接続料相当額そのものの提示を求 めることは適当ではなく、次善の策とし て、接続料相当額の水準を示す指数の開 示を義務づけることが適当である。

その上で、本研究会における構成員意見 等も踏まえると、指数の提示の合理性や 卸協議に与える影響については継続的に 注視していく必要があり、今後、指数の提 示によって卸協議の適正性確保等が図ら れない状況にあると認められる場合に は、改めて対応を検討することが適当で ある。

P.24 固定通信分野における卸参入後の 協議の在り方

N T T東日本・西日本が提供を開始した 卸先事業者の要望を反映する仕組み等を 積極的に活用しつつ、引き続き、卸元・卸 先の双方が参入後の協議に真摯に対応す ることが適当である。

団体協議に係るNDAに関する課題については、団体協議を希望する事業者団体と卸元事業者の間で、課題の解決に向けた論点(卸先事業者以外に所属する者が団体の事務局等の立場で団体協議に参画する場合の事務局の役割等のルール等)を整理していくことが適当である。

その上で、なお団体と卸元事業者の間で 見解の隔たりがある場合は、総務省において必要な対応(団体と卸元事業者間の 協議へのオブザーバー参加等)を検討す べきである。 当協会において、NTT 東西殿との間で光卸に関する 事業者間の団体協議の場を持つべく交渉を開始して いますが、秘密保持契約書の内容で交渉が難航しいま だ協議が開始できていない状況です。両者間のスタン スの違いが明確な状況で、当協会としては NTT 東西 殿による説明会のような一方的なものではなく、 NTT 東西殿と卸先事業者の両当事者が互いに情報を 提供しあい課題の解決に向けて議論を重ね、結論に向 けて歩み寄る双方向的な協議が必要と考えています。

P30

ここに記載されている報告書の今後の方針に賛同し

今回の検証で光サービス卸の料金に関する検証は3回目となるが、第2回の検証を踏まえた本研究会第六次報告書の取りまとめに際して行われた意見募集においては、関係事業者等より、

□ 卸料金と接続料相当額の差額がNT T東日本・西日本で異なるものの、卸料金 が同水準であることに対する理由の説明 がなされていない。

□ 卸料金と接続料(及び1ユーザあたり接続料相当額)の連動性が見られないことへの詳細な説明がなされていない。

□ 卸料金の引き下げが行われない場合には卸料金と接続料相当額の乖離の拡 大傾向は続くと考えられるため、検証の 透明性を高めて継続的に実施する必要。

透明性を高めて継続的に実施する必要。 といった意見があった。本研究会は、これら意見に対し、NTT東日本・西日本においては、こうした指摘があることを踏まえつつ、今後の本検証では十分な説明を行うことが適当であるとの考え方を示したところである。 ます。透明性・公平性については当協会の立場からも 検証したく、NTT 東西殿には情報提示、十分な説明 をお願いしたいと思います。

#### P31

また、本研究会第四次報告書(令和2年9月25日公表)において、光サービス卸の接続との代替性が「不十分」であると評価した際には、

□ 今後、卸役務による提供の度合いや接続機能の影響力の変動、接続事業者からの接続に関する改善提案への対応状況、現時点で考慮されていない接続を困難とする事由等の状況を踏まえ、代替性に関する評価が変わることも考えられる。

当協会は、光サービス卸の接続との代替性を高めるための方策として、かねてより「NGN の ISP 接続メニュー」を提案してまいりました。(本研究会第 11 回資料 11-3)しかしながら本件に係る NTT 東西殿と当協会の協議は一度開催されたものの、その後長く中断された状況にあります。 NGN の ISP 接続メニューが光サービス卸に代わるものとして重要であることは依然変わりはなく、今後当協会におきましてはNTT 東西殿の協力を得て、協議の再開に向けて進めてまいりたく、総務省様のご支援を賜ればと存じます。

□ 光サービス卸については、接続による 代替性を高める具体的な措置を実現する ための団体協議等をNTT東日本・西日 本及びJAIPAで進めるとともに、総 務省においてはその状況を注視し、必要 に応じてフォローしながら、接続による 代替性を高めていくことが適当。

と指摘している。

指定設備卸役務に係る協議の適正性を確保するための制度が施行された現在にあっても、接続による代替性を高める具体的な措置を実現するための団体協議は引き続き重要であり、本検証を通じた卸料金の透明性の確保が十分でない状況となれば、なお重要性を増すことになると考えられる。NTT東日本・西日本及び関係事業者等において上述の協議を進めていくことが適当であるとする本研究会の考え方は、現在においても変わりはない。

第2章「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証

### P90

この点、次回の検証において、指定設備卸役務の提供に係る協議の状況に改善が見られず、卸料金の算定方法について、卸先事業者等への説明がなお不十分だと認められるような状況となっている場合、総務省においては、本検証の在り方の見直しも含め、必要な措置について検討していくことが適当である。

趣旨に賛同します。次回の検証においては、接続による代替性を高める具体的な措置の状況に加え、卸料金の算定方法について NTT 東西殿による説明のみならず、卸料金の内容、とりわけ卸料金と接続料相当額との差額の内容の合理性、適切性について卸先事業者の理解が十分得られているか否かも評価の対象として加えていただければと思います。

第9章 加入光ファイバ等の提供遅延 P.166 NTT 東西殿は全国的に提供遅延が解消されてきていることを示す資料を第70回会合で示し、報告書でも

は、NTT東日本・西日本等による取組の ほか、新型コロナウイルス感染症の拡大 等に伴うFTTHアクセスサービス等の 需要の増加傾向が一服したこと等による ものと見られる改善がみられる。この点、 NTT東日本・西日本及び関係事業者に おける取組については評価されるべきも のであるが、一方、依然として改善を要す る点が存在する。

加入光ファイバ等の迅速な提供は、ブロ ードバンドサービスにおける利用者の利 便にとって非常に重要な要素であること から、NTT東日本・西日本においては、 引き続き接続事業者等との協議を継続す ることが適当である。

加入光ファイバ等の提供遅延に関して一一定の評価がされていますが、左記にもありますとお り依然として改善を要する点が存在すると考えてい ます。例えば、当協会会員が見るところブロック単位 ではなく、県単位やさらに細かい地域でみるとまだ解 消されていない状況にあるところが存在します。ま た、非即決エリアにおける調査申込や工事申込におい て運用が卸先事業者から見るとこなれていない感が あり、引き続き事業者間協議における NTT 東西殿の 丁寧な対応が求められ、問題の解決が図られるべきも のと考えます。